

## 京都大学遺失物取扱基準新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院および熊野寮の各構内（以下「本部地区」という。）に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書（別紙様式5）を添えて<u>財務部</u>へ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。</p> <p>(1) }  (2) } (略)  (3) }</p> <p>2 <u>財務部</u>は前項による遺失物を受理したときは、速やかに当該遺失物を最寄りの警察署へ引き渡さなければならない。</p> <p>3 <u>財務部</u>は前項による引き渡しに際し、当該遺失物が職員等拾得物であり、かつ、その性質上拾得物に関する権利を取得する必要がないと認められるものについては、あらかじめ申告して一切の権利を放棄することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 <u>財務部</u>または本部地区以外に所在する部局事務室等は、第6条第2項及び第7条第1項により警察署から拾得物預り書の交付を受けたときは、速やかに拾得者に送付しなければならない。ただし、当該遺失物が職員等拾得物であるときは、この限りではない。</p> <p>第9条 <u>財務部</u>または本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後6か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。</p> <p>第10条 <u>財務部</u>または本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署から返還を受けた遺失物については、下記により処理するものとする。</p>	<p>第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院、<u>人文科学研究所附属漢字情報研究センター、基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用宿泊施設、国際交流会館本館、清風会館、熊野寮、アメリカンフットボール部クラブハウス及び清風荘</u>の各構内（以下「本部地区」という。）に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書（別紙様式5）を添えて<u>契約・資産事務センター</u>へ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。</p> <p>(1) }  (2) } (同 左)  (3) }</p> <p>2 <u>契約・資産事務センター</u>は前項による遺失物を受理したときは、速やかに当該遺失物を最寄りの警察署へ引き渡さなければならない。</p> <p>3 <u>契約・資産事務センター</u>は前項による引き渡しに際し、当該遺失物が職員等拾得物であり、かつ、その性質上拾得物に関する権利を取得する必要がないと認められるものについては、あらかじめ申告して一切の権利を放棄することができる。</p> <p>第8条 <u>契約・資産事務センター</u>又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、第6条第2項及び第7条第1項により警察署から拾得物預り書の交付を受けたときは、速やかに拾得者に送付しなければならない。ただし、当該遺失物が職員等拾得物であるときは、この限りではない。</p> <p>第9条 <u>契約・資産事務センター</u>又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後6か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。</p> <p>第10条 <u>契約・資産事務センター</u>又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署から返還を受けた遺失物については、下記により処理するものとする。</p>

- (1) }  
(2) } (略)

第11条 財務部または本部地区以外に所在する部局事務室等は、遺失物取扱台帳（別紙様式6）を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

第12条 この基準は平成16年4月1日から実施する。

- (1) }  
(2) } (同 左)

第11条 契約・資産事務センター又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、遺失物取扱台帳（別紙様式6）を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

附 則  
この基準は、平成19年10月1日から実施する。